

香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第13号

香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和47年香川県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決) 第6条 事務局長、<u>事務局次長及びグループリーダー</u>は、人事委員会が別に定める軽易な事項を専決することができる。</p> <p>(代決) 第7条 略 2 事務局次長が不在のときは、<u>グループリーダー</u>がその所属するグループに係る<u>事項</u>を代決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(専決) 第6条 事務局長は、人事委員会が別に定める軽易な事項を専決することができる。</p> <p><u>2 事務局次長は、次に掲げる事項を専決することができる。</u></p> <p><u>(1) 課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある者の年次休暇、病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。）、特別休暇及び介護時間並びに部分休業の承認等を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 職員の時間外勤務又は休日勤務を命ずること。</u></p> <p><u>(3) 事務局次長以下の職にある者の週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。</u></p> <p>(代決) 第7条 略 2 事務局次長が不在のときは、<u>課長補佐（グループリーダーを命じられた副主幹を含む。）</u>が、<u>前条第2項各号に掲げる事項のうちその所属するグループに係るもの</u>を代決することができる。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。